

自動車運転者の時間外労働の上限規制について

埼玉労働局
労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働時間法制の概要

原則

- ◆ 1週 **40時間** / 1日 **8時間** を超えて労働させてはならない
- ◆ 毎週少なくとも1回（または4週間に4日以上）の休日が必要

例外

- ◆ 例外的に時間外・休日労働をさせる場合は、使用者と労働者の代表で **36協定** を締結し、労基署に届け出ることが必要
- ◆ 36協定では、時間外労働の最大の時間数などを定める

⇒ 36協定に定めることができる時間外労働の時間数のルールは？

自動車運転者の時間外労働の上限規制

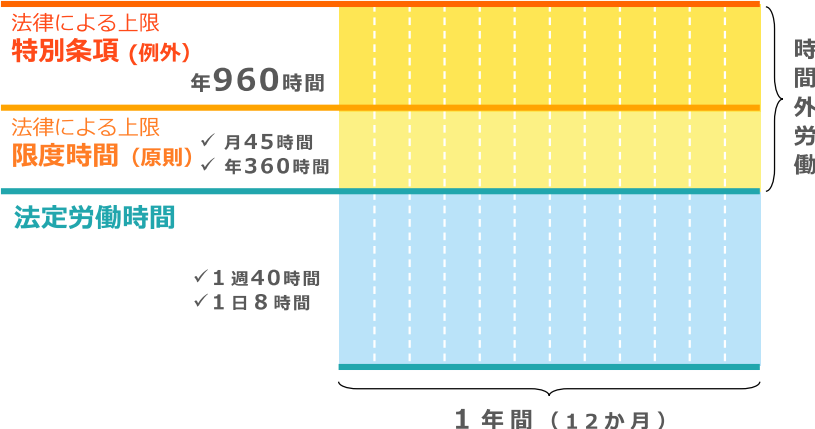
R 6 年 3 月 31 日まで

上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし

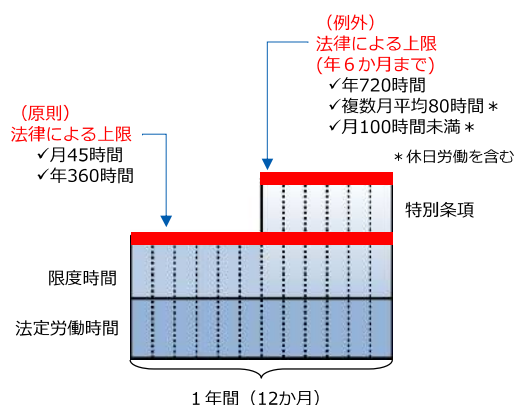
R 6 年 4 月 1 日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

自動車運転者の時間外労働の上限規制



(参考) 一般の業種の時間外労働の上限規制



3

労働時間の把握

労働時間とは

- ◆ 使用者の指揮命令下に置かれている時間のことであり、使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる
- ◆ 業務の準備・後始末の時間、研修・教育訓練を受ける時間や、待機の時間も、使用者の明示または黙示の指示がある場合には、労働時間に該当する

労働時間適正把握

- ◆ 使用者が自ら確認するか、タイムカード等客観的な記録を基礎として確認する
- ◆ やむを得ず自己申告によって労働時間を把握する場合には、労働時間適正把握ガイドラインに基づく措置を講じる必要がある

(事業主のみなさまへ)

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

ガイドラインの主なポイント

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

【労働時間の考え方】

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
 - (1) 原則的な方法
 - ・ 使用者が、自ら現認することにより確認すること
 - ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
 - (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
 - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実施調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
 - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- 賃金台帳の適正な調製
使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと



「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）

- 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、**トラックなどの自動車運転者**について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい**拘束時間**（始業から終業までの時間（休憩時間を含む））、**休息期間**（勤務と勤務の間の自由な時間）、**運転時間等の基準**を定めたもの。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定（昭和42年）

- 長時間労働、交通事故の増加
- 路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約採択

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定（昭和54年）

中央労働基準審議会での関係労使の議論

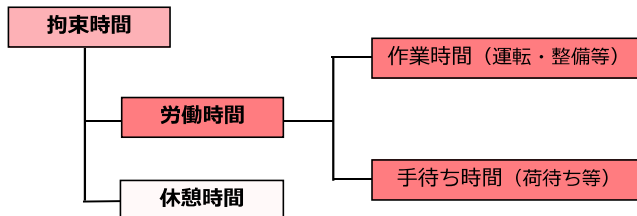
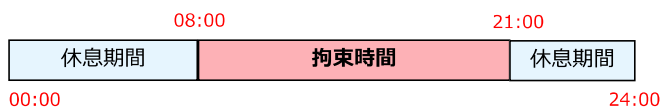
通達を大臣告示とすることで労使が合意し、**「改善基準告示」を策定（平成元年）**

※告示制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、見直しが行われた。平成9年に改正されてからは、令和4年に至るまで、内容を伴う改正は行われていなかった。

【参考】拘束時間と休息期間

▶ **拘束時間**とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。

▶ **休息期間**とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



5

トラック運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要①

- 長時間・過重労働の実態にある自動車運転者の時間外労働の削減や過労死等防止といった観点から、見直しを行うもの。

	旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
1年、1か月の拘束時間	1か月 293 時間以内 【例外】労使協定により、次のとおり延長可 1年 3,516 時間以内の範囲で 1か月 320 時間以内（年6か月まで）	1年 3,300 時間以内 1か月 284 時間以内 【例外】労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年 3,400 時間以内 1か月 310 時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	原則 13 時間以内 （上限 16 時間、 15 時間超は週2回まで）	原則 13 時間以内 （上限 15 時間、 14 時間超は週2回までが 目安 ） 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※)、継続 16 時間まで延長可（週2回まで） ※ 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続 8 時間以上	継続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし、 9 時間を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※)、継続 8 時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続 12 時間以上の休息期間を与える

6

トラック運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要②

	旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
運転時間	2日平均1日当たり <u>9</u> 時間以内 2週平均1週当たり <u>44</u> 時間以内	現行どおり
連続運転時間	<u>4</u> 時間以内 (運転の中断は、 1回連続 <u>10</u> 分以上、合計 <u>30</u> 分以上)	<u>4</u> 時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える (1回おおむね連続 <u>10</u> 分以上、合計 <u>30</u> 分以上) 【例外】 SA・PA等に駐車できず、やむを得ず4時間を超える 場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象		予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）及び連続運転時間から除くことができる（※1、2） 勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える ※1 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※2 運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。

7

トラック運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要③

	旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
分割休息特例	継続 <u>8</u> 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合 ・分割休息は1回 <u>4</u> 時間以上 ・休息期間の合計は、 <u>10</u> 時間以上 ・一定期間（2か月程度）における勤務回数の 2分の1が限度	継続 <u>9</u> 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合 ・分割休息は1回 <u>3</u> 時間以上 ・休息期間の合計は、 2分割： <u>10</u> 時間以上、3分割： <u>12</u> 時間以上 ・3分割が連続しないよう努める ・一定期間（ <u>1か月程度</u> ）における勤務回数の 2分の1が限度
2人乗務特例	車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合、 拘束時間を <u>20</u> 時間まで延長し、 休息期間を <u>4</u> 時間まで短縮可	現行の内容に次の例外を追加 【例外】設備（車両内ベッド）が※の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を <u>24</u> 時間まで延長可 (ただし、運行終了後、継続 <u>11</u> 時間以上の休息期間を与えることが必要) ・さらに、 <u>8</u> 時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を <u>28</u> 時間まで延長可 ※ 車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。
隔日勤務特例	2暦日の拘束時間は <u>21</u> 時間 休息期間は 継続 <u>20</u> 時間以上 【例外】仮眠施設で夜間 <u>4</u> 時間以上の仮眠を与える場合、拘束 <u>24</u> 時間まで延長可（2週間に3回まで）	現行どおり
フェリー特例	・フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。） ・フェリー乗船時間が <u>8</u> 時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される。	現行どおり

8

トラック運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要④



改善基準告示については、
パンフレットやQ&Aもご参照ください。

トラック運転者の改善基準の
ポイント（パンフレット）



改善基準告示に関するQ&A



36協定記載例（様式第9号の3の4）（トラック）

時間外労働及び休日労働に関する協定届（例）（様式9号の3の4）（限度時間を超えない場合）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間				
一般貨物自動車運送業（トラック）		〇〇運輸株式会社 〇〇支店		〒 〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		〇〇〇〇年4月1日 から1年間				
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日		1年(①については360時間と で、②については320時間まで)			
					1 〇〇月 ①については45時間と で、②については42時間まで	〇〇〇〇年4月1日 (起算日)				
					非定労働時間を超え る時間数	非定労働時間を超え る時間数				
					非定労働時間を超え る時間数	非定労働時間を超え る時間数				
① 下記②に該当しない労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者 (トラック)	20人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
同上	同上	運行管理者	3人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
同上	同上	荷役作業員	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	240時間	300時間
② 1年単位の実労働時間制 により労働する労働者	別添協定書記載のとおり	自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間
同上	同上	経理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間	30時間	200時間	250時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日(2015年有義及有義の時間)			
					法定休日のうち、 2連を過ぎて1回	9+10~23:00				
同上	同上	自動車運転者 (トラック)	20人	毎週2回	法定休日のうち、 4連を過ぎて2回	9+10~23:00				
同上	同上	運行管理者	3人	毎週2回	法定休日のうち、 4連を過ぎて2回	9+10~23:00				

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して40時間を超えないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）

協定の成立年月日 〇〇〇〇 年 3 月 12 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 経理担当事務員 山田 花子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選挙することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

〇〇〇〇 年 3 月 15 日

使用者 職名 代表取締役 田中 太郎

労働基準監督署長殿

●協定届に「別添協定書記載のとおり」と記載した場合には、協定書も添付して所轄の労働基準監督署長に届けてください。

36 協定記載例（様式第9号の3の5）（トラック）

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))

臨時に限定時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類	労働者数 (常勤者 以上の者)	1日 (任意)		1週間 (時間外労働及び休日労働を含む1時間単位 「31時間以上168時間未満に限定」)		1年 (「時間外労働の310時間を超えて」について「720時間以内」、「2」について「160時間以内」に限定)			
				超過する「上」の時間数	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数と休日 の時間数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数と休日 の時間数を合算した時間数 (任意)	定休日 (法定休日)	〇〇〇〇年〇月〇日		
								超過する「上」の時間数	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数と休日 の時間数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)
① 下記定以外の者	労働協約書記載のとおり	総務管理課	3人	2時間	2.5時間	4回	40時間	35%	350時間	450時間	35%
	同上	経理事務科	5人	6時間	5.5時間	3回	55時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車運転の業務に 従事する労働者	労働協約書記載のとおり	自動車運転科 (1人乗車)	20人	6時間	5.5時間	5回	75時間	35%	750時間	870時間	35%
限定時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ									
限定時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置		① ② ③ (具体的な内容) 全労働者へ1週間に1回の健康診断の実施、同年度に1回の健康診断についてまとめた日誌作成して取組することを各担当課の担当者に依頼する。④ ⑤ ⑥ 職場での時間外労働の削減									
上記で定められた時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を全量した時間数に、1週間について160時間未満でなければならず、かつ7月1日から8月31日までを平均して40時間を超えないこと(自動車運転の業務に従事する労働者は除く)。											
協定の成立年月日 〇〇〇〇年 〇月 〇日 協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数を組織する労働組合)の代表者又は労働者の過半数を代表する者の職名 経理科事務員 山田 花子 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の組合)の選出方法 投票による選挙 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。											
上記労働者の過半数を代表する者が、労働協約書第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同条に規定する協定等をする権を有することを明らかにして承認される者であつて使用者の意向に基き選出されたものでないこと。 〇〇〇〇年 〇月 〇日 労働基準監督署長 〇 〇											
使用者		代表取締役 田中 太郎									

●協定届に「別添協定書記載のとおり」と記載した場合には、協定書も添付して所轄の労働基準監督署長に届け出てください。

36 協定記載例（協定書）（トラック）

協定書には赤枠部分を参考に改善基準告示との関係を定めるようにして、改善基準告示を遵守してください。

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

第3条 甲は、前条規則第○条の規定に基づき、必要がある場合には、次により権利変動を行わせることができる。

注目活動とやる べきこと、特約の山	季節の産物	町民との関わり （交流のし方）	関係するところと決定・決 りあいの進め方と決意・時期
本郷の自然、歴史と観光に 関係する	自然産品振 興センター	20人	3月～5月のうち、2月を定めて「国 産消費月」を設け 消費税率 11.0%
本郷の自然、歴史と観光に 関係する	観光振興課	5人	1.決定のし方、4.推進について25日 地産消費月 1年100 消費税率 11.0%

2. 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をちって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできる卒業率の大幅な増減等に伴う臨時の場合であつて、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時行外労働を行はせることができる時間を超えて労働させることができる。

				1月	2月	3月
	講師は、毎度定時退席し、 退席後方々となる ことが多くある	事故の 原因	要する者 者数表 (職員表 以上の者)	見込み この月 の専員数 専員数	食料費 租税 分納する ことのできる 月数	電報料 この月 の専員数 専員数
(1) 1月1日 に在り て、その 日 の 専員	専員数の増減 率、増減の理由 に於けるため	増減 の理由	5人	7時間	4日	600時間
	昇降、降下乗降の 手配、降下乗降の 手配	昇降 乗降	5人	6時間	3日	550時間
(2) 自動車の運転 手配に於ける 専員	乗降の理由、乗降 の理由、乗降 の理由	乗降 乗降 (乗降)	20人	7時間	3日	750時間

2. 前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合の割増率は35%とする。
なお、時間外労働が1月60時間を超えた場合の割増率は50%とする。

3. 第1項の規定に基づいて限長時間を超えて労働させる場合における手続及び限長時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

限成時期を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
限成時期を超えて労働させる労働者に対する健康状況の検査を確保するための措置	・対象労働者への医師による適任検査の実施 ・毎年度健康診断について多量となった日数超過して取得することを食料の取組の促進 ・職域での待機付養念の確保

4 自転車運転者(タクト)については、第1項の規定により時間外労働を行わせることによって改善基準告示に定める1ヶ月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることがないこと、また、第1項の規定による第1項の時間外労働時間の限度

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自衛隊運転者(トラック)については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は1ヶ月について100時間未満となるよう努めるものとする。

2. 自動車運転者(タクシー)以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1年度について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第6条、第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運送者(トラック)については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に從事させることはできない。

第7条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第8条 第2条及び第4条の表における1年の起算日はいずれも○年4月1日とする。

2 本協定の有効期限は、〇年4月1日から〇年3月31日まで。

○年3月2日

	○○運輸労働組合	執行委員長	○○○○	印
又は	○○運輸株式会社	労働者代表	○○○○	印
	○○運輸株式会社	代表取締役	○○○○	印

第1条 甲は、時外労働及び休日労働を可能な限り行かせないよう努める。

第2条 半は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働 と必要のある 月数等の情報	業務の種類	従事者 の人数 (第13条 第1項の 責)	従事することとなる時間		
				1月	1週間	1年
主として 近所での 労働者	手塚 宏 氏、西 沢 正樹 氏に 対する 通知	業務用 運送車 (トラック)	2人	6時間	46時間	360時間
	手塚 宏 氏、西 沢 正樹 氏に 対する 通知	調理・洗濯業	2人	6時間	46時間	360時間
	手塚 宏 氏、西 沢 正樹 氏に 対する 通知	飲食作業員	1人	3時間	30時間	250時間
主として 1年以内の 期間で労働に 従事する 労働者	手塚 宏 氏と山 田 正樹 氏に 対する 通知	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	西沢 正樹 氏	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 「自動車運転者(トラック)については、発着の量定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1総月及び1年についての乗車時間差が1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該基準適用の制度をもって、前記の時間外労働時間の限度とする。

拘束時間の延長に関する協定書記載例（トラック）

1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書（例） （トラック運転者）

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇（〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第4条第1項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、トラックの運転の業務に従事する者とする。
- 2 1箇月及び1年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
295時間	284時間	245時間	267時間	300時間	260時間	250時間	295時間	310時間	300時間	284時間	310時間	3,400時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に基づき1箇月及び1年の拘束時間を延長する場合においても、1箇月の時間外休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。
- 5 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇運輸労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
（〇〇運輸株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印）
〇〇運輸株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

- トラック運転者の拘束時間は、原則として、
1か月：284時間以内
1年：3,300時間以内
であるが、本労使協定を締結することで、
1か月：310時間以内（年6か月まで）
1年：3,400時間以内
まで延長可能。

- このとき、284時間超は連続3か月までとし、
1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める必要がある。

- 本労使協定は、所轄の労働基準監督署長への届出は不要。

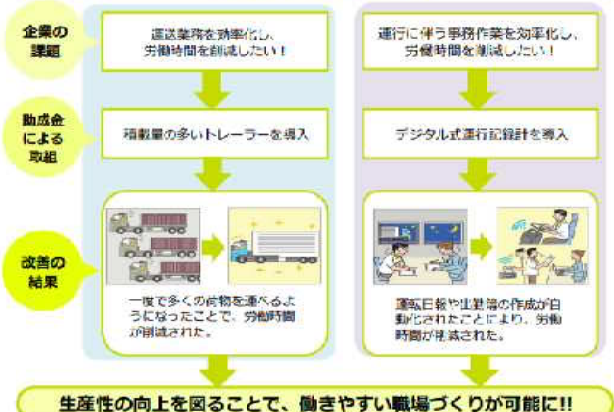
13

働き方改革推進支援助成金

令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（運送業等）のご案内

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務時間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組み、**自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご覧ください。

課題別にみる助成金の活用事例



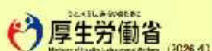
ご利用の流れ



【注】本助成金は3回の予算内に納められるため、11月30日以前に、予定なく交付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。 <https://www.jprtc.jp/2026/>



業種別課題対応コース（運送業等）の助成内容

対象事業主	成果目標1の上乗額	
	事業実施後の設定時間数	達成上乗額
① 月60時間を超え月80時間以下	200万円	—
	月80時間超	250万円
② 月80時間超	150万円	150万円

対象事業主	成果目標2の上乗額	
	達成上乗額	達成上乗額
③ 5時間以上10時間未満	50万円	—
	10時間以上	100万円

対象事業主	成果目標3、4の上乗額	
	達成上乗額	達成上乗額
④ 10時間以上11時間未満	150万円	—
	11時間以上	170万円

対象事業主	成果目標5の上乗額	
	達成上乗額	達成上乗額
⑤ 10時間以上11時間未満	150万円	—
	11時間以上	170万円

対象事業主	成果目標6の上乗額	
	達成上乗額	達成上乗額
⑥ 10時間以上11時間未満	150万円	—
	11時間以上	170万円

対象事業主	成果目標7の上乗額	
	達成上乗額	達成上乗額
⑦ 10時間以上11時間未満	150万円	—
	11時間以上	170万円

対象事業主	成果目標8の上乗額	
	達成上乗額	達成上乗額
⑧ 10時間以上11時間未満	150万円	—
	11時間以上	170万円



14

働き方改革の実現に向けて、荷主の方にもご協力をお願いしています

- トラックドライバーの働き方改革の実現のため、厚生労働省では、国土交通省と連携して働き方改革解説動画などを通じて、荷主に向けて荷待ち時間削減、荷役作業効率化に向けた協力を呼びかけている。
- また、賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃（「標準的運賃」）についても周知を行っている。



労働基準局広報キャラクター「たしかめんた」

(働き方改革解説動画)



働き方改革解説動画のポイント

- トラックドライバーにとっては、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっていること。
- 荷主の方には、荷待ち時間の削減のため、適切な貨物の受取・引渡し日時の指定、予約システムの導入などの取組をお願いしたいこと。
- また、荷物の積みおろし作業の効率化のためにも、パレットの導入などの工夫を進めていただきたいこと。
- さらに、トラックドライバーの処遇改善に向けて、「標準的運賃」を参考に運賃や荷待ち・荷役作業等の料金などの見直しもご検討いただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。

令和7年4月施行の改正物流法により、荷主等に物流効率化のために取り組むべき措置についての努力義務等が課されています。取り組むべき措置の内容については、国土交通省の「物流効率化」理解促進ポータルサイトをご確認ください。



(「物流効率化」理解促進ポータルサイト)



(リーフレット「STOP! 長時間の荷待ち」)



(長時間の荷待ちに関する情報メール窓口)



累進歩合制度の廃止にご協力をお願いします

- 累進歩合制度については、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、廃止する必要がある。

累進歩合制度とは

以下のような賃金制度は廃止してください。

累進歩合給

営業収入等に応じて歩合給の額が非連続的に増減する制度

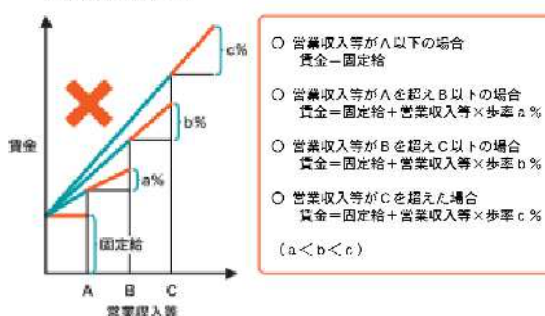
トップ賞

営業収入等の最も高い者又はごく一部の労働者しか達成し得ない高い営業収入等を達成した者のみに支給する制度

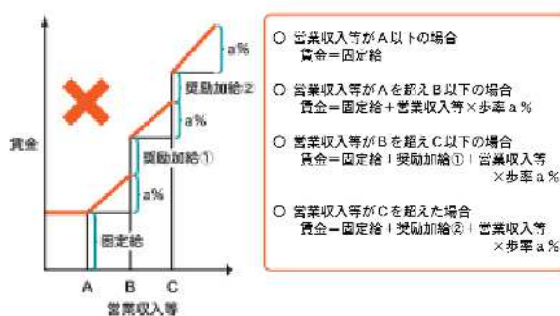
奨励加給

営業収入等を数段階に区分し、その営業収入の区分の額に達するごとに一定額の加算を行う制度※

(図) 累進歩合給



(図) トップ賞、奨励加給



営業収入等が一定の金額に達するごとに、歩率が段階的に変動し、その段階ごとに計算した歩合給を合計する制度（いわゆる積算歩合給制）は禁止されていない。

ご清聴ありがとうございました。



労働基準局
広報キャラクター たしかめたん

「働き方改革」は、
「魅力ある職場づくり」の実現による
生産性向上、人手不足解消のチャンス！

関係情報はこちらのウェブサイトで発信しています。

(厚生労働省ウェブサイト)



(特設サイト「はたらきかたススム」)



(自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト)



生産性の向上に向けて、働き方改革推進支援センター
も是非ご利用ください！

(働き方改革特設サイト)

